令和７年度版
山　形　県

地域経済牽引事業条例に基づく不動産取得税の課税免除についてのお知らせ

山形県内の定められた促進区域内において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」といいます。）に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って施設を設置したときに、一定の要件を満たしている場合は、**不動産取得税**の全部又は一部が免除されることがありますので、その要件や手続きについてお知らせします。

１．課税免除を受けるための要件

２の「促進区域」内において
３の「適用期間」中に
４の「承認地域経済牽引事業者」となり、
５の「地域未来投資促進法第 25 条の規定に基づく確認書」の交付を受け、
６の「対象施設」を設置した場合に
７の「申請期限」までに課税免除の申請を行うことにより、対象施設の用に供される家屋及びその敷地の取得に係る不動産取得税が免除されます。

２．促進区域

促進区域とは、地域未来投資促進法に規定する同意基本計画において定められた、次に掲げる区域をいいます。

同意基本計画	促　進　区　域
ものづくり分野	山形県全域（３５市町村）
観光分野	
農林水産分野	

※各同意基本計画の内容については、経済産業省のＨＰで確認できます。

３．適用期間

適用期間は同意基本計画ごとに下表に掲げる期間をいいます。

同意基本計画	適　用　期　間
ものづくり分野	平成 29 年　9 月　29 日から令和 10 年３月 31 日まで
観光分野	平成 29 年 12 月 22 日から令和 10 年３月 31 日まで
農林水産分野	平成 29 年 12 月 22 日から令和 10 年３月 31 日まで

※各同意基本計画の期間と課税免除を受けることができる期間は異なりますのでご注意ください。

４．承認地域経済牽引事業者

山形県知事に対して「地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受けた者。

５．地域未来投資促進法第 25 条の規定に基づく確認書

４の事業者が、主務大臣に対して地域未来投資促進法第 25 条の規定に基づく確認の申請をし、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものと認められ交付されたもの。

６．対象施設

対象施設とは、次に掲げる（A）**家屋**（対象事業の用に直接供されている部分の床面積相当分）、**構築物**（対象事業の用に直接供されている部分）及び（B）**土地**（Aの該当部分の水平投影面積相当分）であり、それらの**取得価額の合計額（A）＋（B）が１億円**（農林漁業及びその関連業種（注）に係るものにあっては、５千万円）**を超えるもの**をいいます。

家屋 構築物	承認地域経済牽引事業計画に基づく一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産。 また、家屋にあっては、当該家屋の床面積のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積の占める割合が２分の１以上のもの。構築物にあっては、当該構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が２分の１以上のもの。
土地	上記家屋又は構築物の敷地である土地（同意日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）。

（注）「農林漁業及びその関連業種」とは、地域未来投資促進法第二十六条の地方公共団体等を定める省令第２条第１号に規定する業種で次のものをいいます。

（１）製造業のうち食料品製造業、飲料･たばこ･飼料製造業、木材･木製品製造業、家具･装備品製造業、パルプ･紙･紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業。

（２）卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材･竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業。

※「地域経済牽引事業計画」を山形県知事から承認を受ける前に着工した場合、課税免除の対象外となります。また、山形県知事の承認を受けた地域経済牽引事業は対象施設の取得前までに主務大臣の確認を受ける必要があります。（主務大臣の確認前の「着工」は可能）

７．課税免除の申請

（１）申請期限

不動産取得税の課税免除を受けようとするときは、**次に掲げる期限まで課税免除の申請をしてください。**

期限後に申請されたときは、原則として課税免除の適用を受けられませんのでご注意ください。

なお、対象施設である家屋や敷地となる土地を取得したときは、取得した日から１月以内に「課税免除の適用があるべき旨の申告書」（土地の場合は家屋の建築計画を明らかにする書類、家屋の場合は（２）のコ及びサの書類を添付）を提出してください。

申請者	申請期限
個人	対象家屋（土地の取得について課税免除を受けようとする場合にあっては、当該土地を敷地とする家屋。）を取得した日の属する年の**翌年の３月１５日**
法人	対象家屋（土地については上記個人と同じ。）を取得した日の属する事業年度に係る**事業税について申告納付すべき期間の末日**

（２）提出書類

次に掲げる書類を、**各２部**提出願います。

アについては、10 に記載の窓口に備え付けられています。

ア　不動産取得税課税免除申請書
イ　所得税又は法人税の確定申告書の写し
（税務署での受付が完了したと分かるものを添付してください。例：電子申告における受信通知の写し）
ウ　減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表 16(1)、(2)等）の写し
エ　承認地域経済牽引事業計画書（山形県知事の承認通知及び承認を受けた計画書類一式）の写し
オ　地域未来投資促進法第 25 条の規定に基づく確認書の写し及び確認申請書の写し
カ　年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類（翌年度以降３か年分）
キ　承認地域経済牽引事業に係る増加生産高を示す書類（前期対当期の月別売上比較表）
ク　当期及び前期の決算書（貸借対照表、損益計算書）
ケ　工事請負契約書の写し
コ　土地の売買契約書の写し［土地の取得がある場合］
サ　事業所の所在を示す案内図
シ　家屋・構築物の配置図及び平面図
ス　その他山形県知事が必要と認める書類

（注）書類の大きさは原則として**Ａ４判**に統一してください。

８．課税免除の対象となるもの及び課税免除額

項目	課税免除の対象となるもの	課　税　免　除　額
家屋	対象施設（対象家屋用の耐用年数を適用したものに限る。）の（適用期間内の）取得に対して課税されるもの	家屋のうち対象施設の用に供される部分に相当する不動産取得税の額
土地	上記家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して１年以内に当該家屋の建設に着手がなされたものに限る。）の取得に対して課税されるもの	家屋(対象施設の用に供される部分に限る。)の建床面積(家屋が2以上の階層である場合には水平投影面積)に相当する不動産取得税の額

９．その他

（１）　地域経済牽引事業条例以外に、以下の課税免除制度等がありますので、詳しくは 10 の担当窓口へお問い合わせください。

○山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例
［個人・法人事業税、不動産取得税］

○山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例
［個人・法人事業税、不動産取得税］

（２）　市町村税である固定資産税についても課税免除の適用を受けられる場合がありますので、制度のしくみや申請手続きなどについては、関係市町村の税務担当課へお問い合わせください。

（３）　課税免除制度以外に、企業立地に伴う補助制度や融資制度がありますので、詳しくは山形県産業創造振興課産業立地室（023-630-2690）へお問い合わせください。

10.　問い合わせ先

区分	対象施設の所在地	担当窓口		家屋の新増築	土地・中古家屋の取得
1	山形市、上山市 天童市、山辺町 中山町	〒990-2492　山形市鉄砲町2－19－68 村山総合支庁　課税課			
		課税第一担当	023-621-8121	○	
		課税第二担当	023-621-8129		○
2	寒河江市、河北町 西川町、朝日町 大江町	〒991-8501　寒河江市大字西根字石川西355 村山総合支庁　西村山税務室 課税担当　0237-86-8135		区分1の担当窓口にお問合せください	○
3	村山市、東根市 尾花沢市 大石田町	〒995-0024　村山市楯岡笛田4－5－1 村山総合支庁　北村山税務室 課税担当　0237-47-8621		区分1の担当窓口にお問合せください	○
4	新庄市、金山町 最上町、舟形町 真室川町、大蔵村 鮭川村、戸沢村	〒996-0002　新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁　税務課			
		課税担当	0233－29－1230	○	○
5	米沢市、南陽市 高畠町、川西町	〒992-0012　米沢市金池7－1－50 置賜総合支庁　税務課			
		課税第一担当	0238－26－6014	○	○
6	長井市、小国町 白鷹町、飯豊町	〒993-8501　長井市高野町2－3－1 置賜総合支庁　西置賜税務室 課税担当 0238-88-8210		区分5の担当窓口にお問合せください	○
7	鶴岡市、酒田市 三川町、庄内町 遊佐町	〒997-1392　東田川郡三川町大字横山字袖東19－1 庄内総合支庁　税務課			
		課税第一担当	0235－66－5427	○	○

区　分	担当窓口	電話番号
地域経済牽引 事業計画承認手続 及び課税免除 制度概要	〒990-8570　山形市松波2－8－1	
	【計画承認手続関係】	
	［ものづくり分野］　産業技術イノベーション課 次世代産業振興室	023－630－2749
	［観光分野］観光交流拡大課企画調整担当	023－630－3821
	［農林水産分野］農政企画課戦略推進担当	023－630－2415
	【課税免除制度関係】　税政課課税係	023－630－2068